

# ドイツ商法会計制度の国際会計基準への適応

——「貸借対照表法改革法」政府案を巡って——

中 田 清

(受付 2004年5月10日)

## 1. はじめに

ドイツ連邦政府は2004年4月21日に「国際会計基準の導入および決算書監査の品質の確保に関する法律 (Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung)」(これは「貸借対照表法改革法 (Bilanzrechtsreformgesetz)」とも呼ばれており、本稿ではこの呼称を用いる) の草案を公表した<sup>1)</sup>。この法律は、①商法典などの貸借対照表法を国際会計基準 (International Accounting Standards, 以下 IAS と略記する) に適応させること、および②決算監査人の独立性を強化すること、この2つを目標に制定されるものである。

本稿では、上記第1のドイツ貸借対照表法の国際化というテーマに絞って政府案を吟味したい。まず、1990年代後半から本政府案が公表されるまでの貸借対照表法、特に商法上の会計制度の変遷を概観してみる。そして次に、貸借対照表法改革法は具体的には EU 規則への適応や EU 指令（現代化指令、境界値指令、公正価値指令）の国内法への変換のために制定されるのであるから、それら規則や指令の意図するところ、およびそれに対

1) Bundesregierung, *Entwurf: Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung (Bilanzrechtsreformgesetz — BilReG)*. これは連邦司法省のホームページ (<http://www.bmj.bund.de/media/archive/649.pdf>) から入手可能である。

応すべく商法会計規定の主な改正点を吟味してみることとする。このようにして、EU規則やEU指令を通して、ドイツ商法会計制度のIASへの適応が図られていることを明らかにするのが本稿の目的である。

## 2. 近年のドイツ商法会計制度の変遷

数年来、ドイツの企業は外国、特にアメリカの証券市場での資金調達を強める傾向を示してきている<sup>2)</sup>。アメリカの証券市場で資金を調達するには、アメリカ会計原則（以下、US-GAAPと略記する）によって連結財務諸表を作成しなければならない。もともとドイツ親企業は、ドイツ商法典により連結決算書を作成することが義務づけられているので、この場合、当該企業はドイツ商法典による連結決算書と、US-GAAPによるそれとの2つを作成する必要が出てきた。これは企業に大きな負担を強いることになるので、その軽減を図るために、1998年4月に「資本市場でのドイツ・コンツェルンの競争力改善および社員貸付の受け入れの容易化のための法律(Gesetz zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen)」（これは「資本調達容易化法(Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz)」とも呼ばれる。本稿ではこの呼称を用いる）が制定され<sup>3)</sup>、その第1条「商法典の変更」の第4号を受けて、商法典の中に第292a条が新設された。それによれば、ドイツ国内に上場している親企業の連結決算書は、国際的に認められた会計原則、すなわちUS-GAAPまたはIASによって作成されたならば、2004年12月31日までそれがドイツ国内で正式に認められる。ドイツ商法典の会計規定に基づいた連結決算書を作成する必要が

2) 佐藤誠二『会計国際化と資本市場統合』森山書店、2001年、44ページ。

3) Gesetz zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz — KapAEG), *Bundesgesetzblatt*, Teil I, Nr. 22, 1998, S. 707-709.

## 中田：ドイツ商法会計制度の国際会計基準への適応

なくなった。かくして、ドイツ立法者によって初めて、「国際的に認められた会計原則の適用についての開放条項」がつくられた。

2002年7月には、「透明性および開示についての、株式法および貸借対照表法の一層の改革のための法律（Gesetz zur weiteren Reform des Aktien- und Bilanzrechts, zu Transparenz und Publizität）」がつくられた<sup>4)</sup>。これは、ドイツの連結貸借対照表法が幾つかの分野において国際的な基準にヨリ接近するように、個々の点に関する変更を実施するという目標を持っていた。その際、改革の余地は欧州連合（Europäische Union、以下 EUと略記する）指令の法的拘束力のある領域に限られた。それ以上の連結貸借対照表法のドイツ国内法への変換は行われなかつた<sup>5)</sup>。

EUの貸借対照表指令（1978年）<sup>6)</sup>および連結貸借対照表指令（1983年）<sup>7)</sup>を現代化するという必要性は、欧州の貸借対照表法の大改革によって

- 
- 4) Gesetz zur weiteren Reform des Aktien- und Bilanzrechts, zu Transparenz und Publizität (Transparenz- und Publizitätsgesetz), *Bundesgesetzblatt*, Teil I, Nr. 50, 2002, S. 2681–2687.
  - 5) Hans-Jürgen Kirsch, Alexander Scheele, Die Auswirkungen der Modernisierungsrichtlinie auf die (Konzern-) Lageberichterstattung – unter Berücksichtigung von E-DRS 20 des Entwurfs eines Bilanzrechtsreformgesetzes vom 15. 12. 2003 –, *Die Wirtschaftsprüfung*, Jg. 57 Nr. 1-2, Januar 2004, S. 2.
  - 6) 正式には「一定の法形式の会社の年度決算書に関する条約の第54条第3項gに基づいた1978年7月25日の理事会第4次指令（Vierte Richtlinie des Rates vom 25. Juli 1978 aufgrund von Artikel 54 Absatz 3 Buchstabe g) des Vertrages über den Jahresabschluß von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen）」といふ。なお、本指令制定後の改正点などを整理統合した本文（Konsolidierter Text）は、欧州委員会のホームページ（[http://europa.eu.int/eur-lex/de/consleg/main/1978/de\\_1878L0660\\_index.html](http://europa.eu.int/eur-lex/de/consleg/main/1978/de_1878L0660_index.html)）から入手可能である
  - 7) 正式名称は「連結決算書に関する条約第54条第3項gに基づいた1983年6月13日の理事会第7次指令（Siebente Richtlinie des Rates vom 13. Juni 1983 aufgrund von Artikel 54 Absatz 3 Buchstabe g) des Vertrages über den konsolidierten Abschluß）」である。なお、本指令制定後の改正点などを整理統合した本文は、欧州委員会のホームページ（[http://europa.eu.int/eur-lex/de/consleg/main/1983/de\\_1883L0349\\_index.html](http://europa.eu.int/eur-lex/de/consleg/main/1983/de_1883L0349_index.html)）から入手可能である。

再び強くなった。2000年3月のリスボン欧州理事会において、比較可能な会計を有する金融サービスに対する単一の域内市場の重要性が強調された。それに基づいて、欧州委員会は2000年6月に、『EUの会計戦略：将来の行動』というタイトルの報告を公表した。そこには次のように書かれている。「たとえ有限責任会社に対する会計についてのEU指令が今後も会計の基礎を形成するとしても、現存の指令は欧州の証券市場または国際的な証券市場で資本を調達しようとする企業の要求を適えないであろう」<sup>8)</sup>と。

貸借対照表指令および連結貸借対照表指令に対する圧力は、さらに2002年7月19日の、IASに関する欧州議会および欧州閣僚理事会の規則（以下、IAS規則という）<sup>9)</sup>により強められた。それは、EUにおける資本市場指向的（kapitalmarktorientiert）親企業に、2005年1月1日以降に始まる事業年度から、IASによる連結決算書の作成を義務づけた。ただし、資本市場を単に他人資本に関する有価証券のために利用している企業、およびEU以外の国に上場し、したがって例えばUS-GAAPなど国際的に承認された会計基準を用いている企業は、EU加盟国の選択権行使により2年間の延期が認められる。また、資本市場指向的企業の個別決算書、およびその他の企業の連結決算書・個別決算書にIASの適用を認めるか、あるいは義務づけるかという問題に対しては、加盟国に選択権が与えられた。

ドイツ連邦政府はそれらの間に答えを出すために、一連の作業を続けてきた。2002年8月にまず、「企業健全化および投資家保護の強化のための10の論点文書（10-Punkte-Papier zur Stärkung der Unternehmensintegrität

- 
- 8) Europäische Kommission, Mitteilung der Kommission an den Rat und das Europäische Parlament, Rechnungslegungsstrategie der EU: Künftiges Vorgehen, *KOM (2000) 359*, Juni 2000, S. 5. これは欧州委員会のホームページ ([http://europa.eu.int/eur-lx/de/com/onc/2000/com2000\\_0359de01.pdf](http://europa.eu.int/eur-lx/de/com/onc/2000/com2000_0359de01.pdf)) から入手可能である。
  - 9) Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 19. Juli 2002 betreffend die Anwendung internationaler Rechnungslegungsstandards, *Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften*, 11.9.2002, S. L243/1-L243/4.

中田：ドイツ商法会計制度の国際会計基準への適応

und des Anlegerschutzes)」を作成した<sup>10)</sup>。そこでは、企業の健全化および投資家保護のための政府の課題が、10ほど箇条書されている。その中で、論点4が会計問題を取り扱い、われわれの関心を引く。「貸借対照表に関する規則の継続的発展および国際会計基準への適応：取引所相場のある企業の年度決算書の開示のための期間の明確な短縮（現行は1年）」と記述されている。

これを受け、政府は2003年3月に「企業健全化および投資家保護の強化のための連邦政府措置一覧（Maßnahmenkatalog der Bundesregierung zur Stärkung der Unternehmensintegrität und des Anlegerschutzes）」を公表した。上記文書の論点4として指摘された、貸借対照表についての規則の継続的発展および国際会計基準への適応に関しては、次のような基本方針が列挙されている<sup>11)</sup>。

---

10) Bundesministerium der Justiz, 10-Punkte-Papier zur Stärkung der Unternehmensintegrität und des Anlegerschutzes, *Anlage zur Pressemitteilung vom 28. August 2002 des Bundesministeriums der Justiz*. これは連邦司法省のホームページ (<http://www.bmj.bund.de/ger/themen/wirtschaftsrecht/10000601/inhalt.html>) から入手できる。

なお、10の論点とは次のものである。①会社に対する取締役会・監査役会構成員の個人的責任、②資本市場の故意の、または重過失の間違った情報についての投資家に対する取締役会・監査役会構成員の個人的責任の導入、③ドイツ・コーポレート・ガバナンス規範の一層の展開、特に取締役のストック・オプションの透明性について、④貸借対照表についての規則の継続的発展および国際会計基準への適応、⑤決算監査人の役割の強化、⑥独立した立場による具体的な企業決算書の合法性の監視、⑦金融サービス監視のための連邦行政機関の権限の拡大、⑧いわゆる「闇資本市場」の領域での投資家保護の改善、⑨財務分析人および格付け機関による企業評価の信頼性の保証、⑩資本市場領域での不法行為に対する罰則規定の厳格化。

11) Bundesregierung, Maßnahmenkatalog der Bundesregierung zur Stärkung der Unternehmensintegrität und des Anlegerschutzes, *Pressemitteilung vom 25. Februar 2003 des Bundesministeriums der Justiz*. これは連邦司法省のホームページ (<http://www.bmj.bund.de/ger/service/Pressemitteilungen/10000668/inhalt.html>) から入手できる。

- ① IAS の適用について、IAS 規則の義務的適用領域（資本市場指向的親企業の連結決算書）を超えて、以下の決算書に対して、企業に選択権が与えられなければならない。
- i ) 非資本市場指向的企業の連結決算書、
  - ii ) 情報目的に限って、資本市場指向的企業および非資本市場指向的企業の個別決算書。
- なお、その際、
- i ) 資本市場指向的企業の連結決算書について、IAS 規則の経過規定、すなわち一定の条件の下で2年間の適用延期を認めている規定が利用されなければならない。
  - ii ) 非資本市場指向的な大規模企業も、連結決算書に関して、IAS の適用を義務づけるかどうか、中期的に検討する必要がある。
  - iii) 商法典に従って作成されるべき個別決算書——これは特に債権者保護、配当決定、課税に役立つ——は、維持され続けなければならない。
- ② 商法典の貸借対照表規定は、連結決算書および個別決算書についての、欧州の会計規則および国際的なそれへ適応されなければならない。
- i ) 時代に適っていない選択権の廃止。例えば、費用性引当金の貸方計上禁止、評価簡便法の制限など。
  - ii ) 連結決算書での、金融商品に対する公正価値評価の導入。
  - iii) 資産および引当金に関して、その計上および評価についてのその他の可能性の吟味。
  - iv) その吟味にあたり、税務貸借対照表に対する商事貸借対照表の基準性の故に、税務上の利益計算に及ぼす影響が考慮に入れられなければならない。
- ③ 資本市場指向的企業の個別決算書および連結決算書の開示のための期間が短縮されなければならない。
- ・ 紙媒体による場合は6か月、電子式媒体物の場合は3か月。

- ④ 債権者集会の要求による、被監査会社の破産の場合の監査報告書の開示。経営上の秘密や営業秘密の開示にあたっては、破産管財人に異議申立権を与える。

このような経緯を経て、2003年12月15日に、連邦司法省から貸借対照表法改革法の担当者草案が公表された<sup>12)</sup>。そして2004年4月21日には連邦政府による草案が公表された<sup>13)</sup>。そこでは担当者草案と比して、表現方法を変更した点などで相違はみられるが、本質的な面での変更は行われていない。政府案は貸借対照表法の継続的発展と国際化への対応、および決算監査人の役割の強化という2つがその中心テーマとなっている。本稿では、決算監査人の役割の問題は取り扱われない。

### 3. 貸借対照表法改革法政府案の公表

貸借対照表法改革法政府案は、既述したように、貸借対照表法と決算書監査の領域にテーマの重点を置いている。貸借対照表法の領域については、特にEUの4つの法的行為への国内法の適応が肝要である<sup>14)</sup>。その4つの法的行為とは、以下のものである。

- ① 「IASの適用に関する2002年7月19日の、欧州議会および理事会の規則(EG) Nr. 1606/2002」(IAS規則),
  - ② 「一定の法形式の会社、銀行およびその他の金融機関、ならびに保険企業の年度決算書および連結決算書に関する指令(78/660/EWG,
- 
- 12) Bundesministerium der Justiz, *Referentenentwurf: Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung (Bilanzrechtsreformgesetz – BilReG)*. これはドイツ会計基準委員会のホームページ([http://www.standardsettler.de/drsc/docs/press\\_releases/BilReG.pdf](http://www.standardsettler.de/drsc/docs/press_releases/BilReG.pdf))から入手可能である。
  - 13) Bundesregierung, *Entwurf: Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung*. この法律では、商法典、商法典施行法、開示法、株式法、株式法施行法、有限会社法、生業・経済協同組合法の変更が取り扱われている。
  - 14) Bundesregierung, a.a.O., S. 39.

83/349/EWG, 86/635/EWG, 91/674/EWG) の変更についての, 2003年6月18日の欧州議会および理事会の指令 2003/51/EG」(以下, 現代化指令という)<sup>15)</sup>,

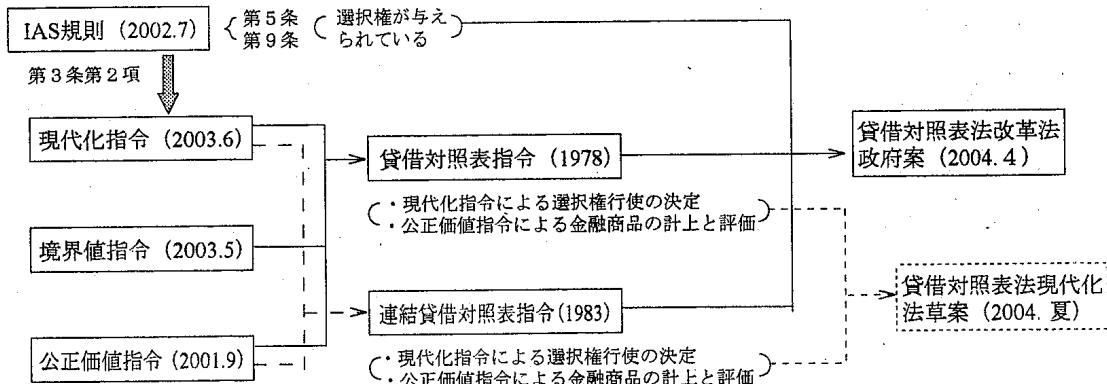
- (3) 「ユーロで表現された金額に関する一定の法形式の会社の年度決算書に関する指令 (78/660/EWG) の変更についての, 2003年5月13日の理事会の指令 2003/38/EG」(以下, 境界値指令という)<sup>16)</sup>,
- (4) 「一定の法形式の会社, ならびに銀行およびその他の金融機関の年度決算書および連結決算書において許容された評価に関する理事会の指令 (78/660/EWG, 83/349/EWG, 86/635/EWG) の変更についての, 2001年9月27日の欧州議会および理事会の指令 2001/65/EG」(以下, 公正価値指令という)<sup>17)</sup>。

貸借対照表法改革法とEUの各種の指令との関連を示したのが次ページの図である。上記の②～④の指令は、貸借対照表指令および連結貸借対照表指令に反映され、これらが貸借対照表法改革法（一部は、貸借対照表法現代化法）を通して、ドイツ商法典などの貸借対照表法に変換されるので

- 
- 15) Richtlinie 2003/51/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 18. Juni 2003 zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG, 86/635/EWG und 91/674/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen, von Banken und anderen Finanzinstituten sowie von Versicherungsunternehmen, *Amtsblatt der Europäischen Union*, 17. 7. 2003, S. L178/16-L178/22.
  - 16) Richtlinie 2003/38/EG des Rates vom 13. Mai 2003 zur Änderung der Richtlinie 78/660/EWG über den Jahresabschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen hinsichtlich der in Euro ausgedrückten Beträge, *Amtsblatt der Europäischen Union*, 15. 5. 2003, S. L120/22-L120/23.
  - 17) Richtlinie 2001/65/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 27. September 2001 zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG und 86/635/EWG des Rates im Hinblick auf die im Jahresabschluss bzw. im konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen und von Banken und anderen Finanzinstituten zulässig Wertansätze, *Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften*, 27. 10. 2001, S. L283/28-L283/32.

## 中田：ドイツ商法会計制度の国際会計基準への適応

図 貸借対照表法改革法の位置づけ



ある。なお、IAS 規則の第 5 条・第 9 条に置かれた選択権の行使も貸借対照表法改革法で行われる。

次節以下では、これら 4 つの法的行為への適応を、貸借対照表法改革法政府案の理由書を中心に個別的にみていく。

### 4. IAS 規則への適応

#### (1) IAS 規則の生成と機能の仕方

IAS の受け入れへの EU の歩みは、「賢人委員会 (Ausschuss der Weisen)」の勧告に一致する。当委員会は2000年3月のリスボン欧州理事会での決議に基づいて招集されたものであり、『欧州の証券市場の規制に関する賢人委員会最終報告書 (Schlussbericht des Ausschusses der Weisen über die Regulierung der Europäischen Wertpapiermärkte)』を2001年2月にまとめ上げた<sup>18)</sup>。この報告書は、同年3月のストックホルム欧州理事会で承認された。当報告書は欧州の証券市場の一層の統合と、高度にグローバル化した資本市場での欧州企業の競争力強化に資するように、2005年から EU における資本市場指向的企業の連結会計を IAS に適応させることを

18) Ausschuss der Weisen, *Schlussbericht des Ausschusses der Weisen über die Regulierung der Europäischen Wertpapiermärkte*, Februar 2001. これは欧州委員会のホームページ ([http://europa.eu.int/comm/internal\\_market/en/finances/general/lamfalussyde.pdf](http://europa.eu.int/comm/internal_market/en/finances/general/lamfalussyde.pdf)) から入手可能である

目的に、そのための作業工程を示したものである。

IASはアングロ・アメリカの会計の伝統に基づいている。これは、ヨーロッパ大陸、特に慎重性（保守主義）を重視するドイツの会計とは相当に異なる。IASは2000年5月の証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions, 以下IOSCOと略記する）の第25回年次会議で、国境を越えた上場許可目的のために推奨された<sup>19)</sup>。それ以来、IASは標準的な国際的会計規制用具として用いられてきている。

個別のIASのEUでの受け入れに関しては、IAS規則第6条により、欧州委員会に助力するため会計法規委員会（Regelungsausschuss für Rechnungslegung）が設置された。これは欧州委員会と加盟国から構成されており、欧州委員会が議長を務める。会計法規委員会は2003年7月に全会一致で、IAS第32号、IAS第39号、およびこれらに関連した「常任解釈委員会の解釈（Interpretations des Standing Interpretations Committee, 以下SICと略記する）」第5号・第16号・第17号を除いて、すべてのIASとSICを採用した。また、法規委員会とは別に、利害集団の代表者から構成される、会計技術に関する専門委員会たる欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group, 以下EFRAGと略記する）が設けられている。これは新しいIFRS（International Financial Reporting Standards, 国際財務報告基準）の完成や、現存のIASの改訂のプロセスに早い段階で影響を及ぼしうるために、国際会計基準理事会（International Accounting Standards Board, 以下IASBと略記する）と密接な関係を持ち、欧州委員会に助言するものである<sup>20)</sup>。

- 
- 19) Vgl. Technical Committee of the IOSCO, *IASC Standards – Assessment Report*, May 2000. これはIOSCOのホームページ(<http://www.iosco.org/library/pubdocs.pdf/IOSCOPD109.pdf>)から入手できる。
- 20) Europäische Kommission, Vorlage von Abschlüssen: Kommission nimmt Verordnung zur Freigabe internationaler Rechnungslegungsstandards an, *Press Releases vom 29. September 2003*. これは欧州委員会のホームページ(<http://europa.eu.int/rapid/start/cgi/guesten.ksh>)から入手できる。

## 中田：ドイツ商法会計制度の国際会計基準への適応

会計法規委員会の決定およびEFRAGの態度表明を受けて、欧州委員会は2003年9月に一定の国際会計基準の受入れに関する委員会規則(EG)Nr.1725/2003を公表した<sup>21)</sup>。これでもって、金融商品に関する基準であるIAS第32号、IAS第39号およびそれらに関連する上記3つのSICを除いて、現行の32のIASおよび28のSICが正式に欧州の法律に受け入れられた。なお、2004年4月に前記委員会規則(EG)Nr.1725/2003を変更するための委員会規則(EG)Nr.707/2004が公表された<sup>22)</sup>。そこでは、規則(EG)Nr.1725/2003で受け入れられたSIC第8号「会計の第一義的な基礎としてのIASの初度適用」が、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(2003年6月)に取って代わられた。

### (2) IAS規則による加盟国選択権の行使—連結決算書の場合

すでに述べたように、IAS規則は、EUに居住し、規制市場<sup>23)</sup>で活動しているすべての有価証券発行者に、2005年からIASにより連結決算書を作成しなければならないとしている。ただし、IAS規則は、加盟国に①IASによる連結決算書作成の適用領域の拡大、および②一定の場合の制限を認めている。これが連結決算書に関する加盟国選択権である。

- 
- 21) Verordnung (EG) Nr. 1725/2003 der Kommission vom 29. September 2003 betreffend die Übernahme bestimmter internationaler Rechnungslegungsstandards in Übereinstimmung mit der Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates, *Amtsblatt der Europäischen Union*, 13. 10. 2003, S. L261/1-L261/2.
  - 22) Verordnung (EG) Nr. 707/2004 der Kommission vom 6. April 2004 zur Änderung der Verordnung (EG) Nr. 1725/2003 betreffend die Übernahme bestimmter internationaler Rechnungslegungsstandards in Übereinstimmung mit der Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates, *Amtsblatt der Europäischen Union*, 17. 4. 2004, S. L111/3-L111/17.
  - 23) ここでいう規制市場(geregelter Markt)とは、IAS規則第4条によれば、1993年5月10日の理事会指令93/22/EWG第1条第13項で定義されている金融商品市場をいう。

上記①に関して、IAS 規則第5条によれば、規制市場で有価証券を発行していない企業へのIASの適用を認めること、あるいは命じることは、加盟国の自由裁量に任されている。これへの対応として、政府案第1条第20号は商法典第3編第2章第2節に「第10款 国際会計基準による連結決算書」として、第315a条を新設することを規定している。この規定はIAS規則を補い、またそれと一緒にになってIASによる連結会計に対する新しい枠組みを形成する。

第315a条は次のようになっている<sup>24)</sup>。

「(1)第1款の規定により連結決算書を作成しなければならない親企業が、国際会計基準の適用に関する2002年7月19日の、欧洲議会および理事会の規則(EG)Nr.1606/2002(ABl. EG Nr. L243 S. 1)(いわゆるIAS規則のことである—中田注)の第4条によって、その折々に適用される文言において、前記の規則(EG)Nr.1606/2002の第2条、第3条および第6条により受け入れられた国際会計基準を適用することが義務づけられているならば、第2款から第8款までの規定のうち第294条第3項、第298条第1項——しかしこれは第244条および第245条と関連してのみ——、さらに第313条第2項～第4項、第314条第1項第4号・第6号・第8号・第9号、ならびに第9款の規定、および連結決算書あるいは連結状況報告書に関連するこの節以外の規定が適用される。

(2)第1項に該当しない親企業は、証券取引法第2条第5項の意味における組織化された市場<sup>25)</sup>での取引のために、その折々の貸借対照表

---

24) Bundesregierung, a.a.O., S. 8-10.

25) ドイツの証券市場は公式市場(amtlicher Markt)、規制市場(geregelter Markt)、自由市場(Freiverkehr)および新規市場(neuer Markt)から構成される。組織化された市場とは、公式市場と規制市場のことをいう(佐藤誠二、前掲書、49-50ページ)。

## 中田：ドイツ商法会計制度の国際会計基準への適応

日までに、その企業のために証券取引法の第2条第1項第1文の意味における有価証券の上場が国内で申請されているならば、その連結決算書を、第1項に挙げられている国際会計基準および諸規定によって、作成しなければならない。

(3)第1項、第2項に該当しない親企業は、第1項に挙げられた国際会計基準および諸規定によりその連結決算書を作成することができる。この選択権を利用する企業は、第1項に挙げられた基準及び諸規定に完全に従わなければならない。」

第1項はIAS規則によって、IASでの連結決算書作成が義務づけられているケース、第2項はIAS規則の適用領域を超えて、ドイツ商法典でそれが強制されているケース（すなわち、貸借対照表日までに上場申請が行われているケース）に関連している。また、第3項は非資本市場指向的な親企業に、その連結決算書を商法典ではなくて、IASによって作成する可能性を与えている。

第315a条の内容をもう少し詳細に検討してみよう。

第1項は、商法典第290条～第293条により連結決算書作成義務があり、その際その連結決算書をIAS規則によりEU法に受け入れられたIASによって作成することを義務づけられている親企業に関連している。そしてそれは、IASに従い作成されるそのような連結決算書に、このIASと並んで、一定の国内規定が依然として適用されうるということを定めている。

IASは原則的に、企業に要求されるべき透明性要件を包括的に述べた、それ自体完成した規制用具である。したがって、各加盟国が広い範囲で追加的な、または異なる透明性要件に関する規定を国内法に置けば、これは資本市場指向的企業の決算書の比較可能性を確保しようとするIAS規則の目標に反することになる。

しかしそのことは、IASによってカバーされない一定の範囲に対しては当てはまらない。すなわち、

- ① どの企業が連結決算書を作成する義務があるのかに関する規定（これに対して連結範囲の境界は、IASによって決められる）
- ② 連結附属説明書での一定の記載事項
- ③ 連結状況報告書
- ④ 連結決算書および連結状況報告書の監査
- ⑤ 連結決算書、連結状況報告書および補足資料の開示

が、そうである<sup>26)</sup>。

商法典第315a条第1項で提案されている規定は、これらに関するものである。義務的にIASによる連結決算書を作成しなければならない親企業に対して、第1項は、商法典第3編第2章第2節の第2款～第8款、すなわち主に連結の範囲および連結決算書の内容に関する第294条～第314条のうち、第1項に明確に挙げられた規定のみがIASと並んで適用される、と規定している。

したがって、連結決算書の作成にあたって子企業の協力義務を定めた第294条第3項は依然として適用可能である。また、第298条第1項が年度決算書の言語・通貨・署名に関する第244条・第245条を参照するように指示している限り、それも適用される。

さらに、IASにより要求されている記載事項に加えて、まず第一に、商法典第313条第2項により必要な記載が、附属説明書(Anhang)または持分所有一覧表(Aufstellung des Anteilsbesitzes)において行われなければならない。商法典第313条第3項の規定——これは第2項で要求される記載によって、理性的な商人の判断により親企業または子企業に相当な不利益をもたらすと予想される場合、この記載をしなくてよい、というものである——が、参照指示に含められている。ただし第313条第3項はその第3文により、資本市場指向的企業には適用されない。その規定は、第315a条第3項により任意にIAS連結決算書を作成する企業に対し意義をもちうる。

---

26) Bundesregierung, a.a.O., S. 71.

## 中田：ドイツ商法会計制度の国際会計基準への適応

IAS により作成される決算書に関する附属説明書において、その上、商法典第314条第1項第4号・第6号により、従業員数と人件費、機関構成員の給与、および機関構成員に与えられた前払金と信用についての記載が要求される。加えて、商法典第314条第1項第8号——これは、連結決算書に含められる取引所相場のある各企業に対して株式法第161条で予定されている説明（コンプライアンス説明）への指示を要求する——は適用可能であると説明される。第314条第1項第9号は決算監査人の報酬に関する一定の記載を要求したものであり、これも適用可能である。

また、第2節第9款（第315条）は連結状況報告書、第3節は連結決算書と連結状況報告書の監査、第4節はそれらの開示を規定しており、これら商法典の規定も IAS 連結決算書で適用されうる。

第315 a 条第2項は、IAS 規則の適用領域を超えて、貸借対照表日までに国内の公式市場または規制市場での取引のために有価証券の上場が申請されているケースに対する、IAS の強制適用を規定している。この規定は潜在的投資家の、間近に迫っている上場でもって効果を発揮する情報要求を考慮に入れている。資本市場指向的企業としての適格性を上場申請にまで時間的に早める考え方は、現行の商法典第267条第3項第2文、第292 a 条第1項第2文、第293条第5項、第297条第1項第2文にみられる。ただし、最後に挙げられた3つの規定とは異なり、第315 a 条第2項は連結親企業の上場申請のみを考慮に入れている。子企業の上場申請は、IAS 適用義務を引き起こさない<sup>27)</sup>。

第315 a 条第3項第1文は、非資本市場指向的親企業に、その連結決算書を商法典の規定ではなくて、IAS によって作成するという可能性を与える。第2文は企業がこの選択権を利用するならば、EU 法に受け入れられた IAS、および第1項に挙げられている補足的な商法典の諸規定は、完全に従わなければならないことが明示されている。それ故、連結決算書は例えば、

---

27) Bundesregierung, a.a.O., S. 73.

部分的にのみ IAS によって作成されえないし、あるいは EU 法に受け入れられた IAS の一部によって作成されえない<sup>28)</sup>。

次に、連結決算書に関するもう 1 つの加盟国選択権である、IAS 規則の一定の場合の制限についてみてみよう。政府案は IAS 規則の考え方をそのまま引き継いでいる。すなわち IAS 規則第 9 条は、(a)債務名義（株式ではなく）のみを発行する企業、および(b) EU または欧州経済領域（Europäischer Wirtschaftsraum）に属さない国——特にアメリカ——に有価証券を上場しており、そのために IAS とは異なる国際的に認められた会計基準、すなわち US-GAAP に従って連結決算書を作成する企業、これらに対し IAS による連結決算書作成義務を 2 年間猶予している。政府案はこれをそのまま受け入れた（第 2 条第 5 号－商法施行法第 57 条）<sup>29)</sup>。これにより、2 年間は、IAS により連結決算書を作成する親企業と、US-GAAP に基づいてそれを作成する親企業が併存する可能性もありうるわけであり、その点で比較可能性が損なわれる。しかし、立法者は当該企業に対する過大な負担を回避するために、このような措置を講じたのである。

### (3) IAS 規則による加盟国選択権の行使—個別決算書の場合

IAS 規則第 5 条は加盟国に、個別決算書にも IAS の適用を認めるか、または命じる権限を与えていた。連邦政府はその措置一覧において、IAS による個別決算書の情報機能に限って認め、その他の点では商法典による個別決算書<sup>30)</sup>の作成を予定していた。個別決算書は連結決算書とは異なり情報目的の他に、配当決定および税務上の利益測定の基礎として役立つ。すなわち情報提供機能とは別に、利益決定機能をも有している。IAS に基づ

28) Bundesregierung, a.a.O., S. 73f.

29) Bundesregierung, a.a.O., S. 22f

30) 貸借対照表法改革法の中では、商法典による個別決算書は「年度決算書（Jahresabschluss）」と呼ばれ、IAS による個別決算書とは用語上区別されている（vgl. Bundesregierung, a.a.O., S. 98）。

中田：ドイツ商法会計制度の国際会計基準への適応

いて作成された個別決算書は後者を十分に果たすことができない。

IASにおいては公正価値思考が極めて強く打ち出されており、この点でそれは配当決定の基礎としては役立たない。なぜなら、未実現利益を持分所有者に配当することは意味がないからである。また、IASは課税に対する基礎としてもほとんど適していない。利益の早期認識は給付適合的課税原則に合致しないこと、IASは私的な委員会であるIASBが設定したものであり、国内の立法者が税法の立法権限を私的委員会に移すことは考えられないこと、IASによれば利益の年々の変動が大きくなり、このことは負担の安定化を望む納税者にも、収入の安定化を望む国庫にとっても受け入れがたいこと、これらがその理由である<sup>31)</sup>。

そこで個別決算書に関し、政府は措置一覧に一致して、次の結論を引き出した（第1条第29号－商法典第325条第2a項）。

- ① 投資家およびその他の利害関係者に対する情報目的のための個別決算書でのIASの適用は、任意でのみ行われる。
- ② 情報目的のためにIASによって個別決算書を開示することを決めた企業は、それとは別に、会社法および税法の目的のために商法典による決算書を作成しなければならない。
- ③ この二重の貸借対照表作成により生じる超過コストは、大規模会社（94-97ページ参照）の場合、連邦官報での開示がIASによる決算書に對してのみ要求されることによって、減じられる。
- ④ 小規模会社および中規模会社は、商法典による決算書を登記裁判所に提出することによって開示しうる。それとは別に、IASによる決算書を作成し、これについて場合によっては任意に監査を受け、それを利害関係者に周知することは企業の自由裁量に任されている。

このようにして、政府案は個別決算書へのIASの適用に関して、企業に高度な柔軟性を認め、現行の貸借対照表法および会社法の体系に適合する

---

31) Bundesregierung, a.a.O., S. 45.

解決策を与えようとしている。

## 5. 現代化指令、境界値指令、公正価値指令への適応

### (1) 現代化指令への適応

現代化指令は、貸借対照表指令（1978年）、連結貸借対照表指令（1983年）、銀行貸借対照表指令（1986年）および保険会社指令（1991年）という4つの形態にある現行の欧州の貸借対照表法（会計指令ともいう）を、広い範囲で現代化する変更指令である。

IAS 規則第3条第2項は、IAS が貸借対照表指令および連結貸借対照表指令で述べられている原則と矛盾しない場合にのみ、EU で受け入れられると指摘している。IAS とこれらの指令との間で矛盾があれば、調整されなければならない。欧州委員会の現代化指令案において、「会計指令と IAS との間のすべての現存する矛盾の除去」が現代化指令の目標の1つとされている。その第2の目標は、会計指令を今後も会計の基礎とする EU 企業（すなわち、その年度決算書あるいはその連結決算書を、IAS 規則によって受け入れられた IAS によっては作成しない企業）に対して IAS による会計を可能にすることである。そして現行実務に一致し、また IAS の将来の展開を十分に考慮に入れた柔軟な会計の枠組みをつくるために、会計指令の基礎的構造を現代化することが第3の目標である<sup>32)</sup>。

現代化指令は多くの個別規定において加盟国選択権を設けており、指令の国内法への変換にあたって、加盟国はそれを企業に順送りしうる追加的

---

32) Europäische Kommission, Vorschlag für eine Richtlinie des Europäischen Parlaments und des Rates zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG, 86/635/EWG und 91/674/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen, von Banken und anderen Finanzinstituten sowie von Versicherungsunternehmen, KOM (2002) 259/2, Juli 2002, S. 4. これは欧州委員会のホームページ ([http://europa.eu.int/eur-lex/de/com/pdf/2002/com2002\\_0259de01.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/de/com/pdf/2002/com2002_0259de01.pdf)) から入手可能である。

## 中田：ドイツ商法会計制度の国際会計基準への適応

な選択権（企業選択権）をつくっている。指令における加盟国選択権が、加盟国の国内法で企業選択権とされているのである。非資本市場指向的企業はこの選択権を行使することにより、IASを利用することができるようになる（上記第2の目標の達成）。

とはいっても、現代化指令は幾つかの強制的な規定も含んでいる。その一つは、状況報告書（Lagebericht）の内容の拡大に関するものである。状況報告書はIASでは要求されていない。しかしEUはそれに大きな意義を認め、内容的な充実を図ろうとしている。これを受け、政府案は第1条第9号（商法典第289条）および第1条第19号（商法典第315条）において、状況報告書および連結状況報告書は、リスク情報・非財務的情報・環境報告などを含むことを規定している。状況報告書の内容の拡大を通じて、利害関係者の意思決定に適した情報が提供されることが期待されている<sup>33)</sup>。

政府案は商法典を現代化指令の強制的な規定に適応させることに限っている。時価評価の利用を目指している指令規定の変換などは、2004年夏に提案される予定の貸借対照表法現代化法（Bilanzrechtsmodersinierungsgesetz）で取り扱われることになっている。

現代化指令への適応は、貸借対照表法の領域に限っていえば、具体的には政府案の次の条項で行われている<sup>34)</sup>。

- ・ 第1条第9号（商法典第289条）—現代化指令第1条第14号（貸借対照表指令第46条）への適応…状況報告書の内容の拡大
- ・ 第1条第10号 b（商法典第291条第3項）—現代化指令第2条第4号 c（連結貸借対照表指令第7条第3項）への適応…資本市場指向的な部分連結親企業に対する連結決算書作成免除の不適用
- ・ 第1条第14号（商法典第295条）—現代化指令第2条第6号（連結貸借対照表指令第14条）への適応…その活動が連結全体のそれと異なる子企業の連結算入禁止に関する規定の削除

33) Hans-Jürgen Kirsch, Alexander Scheele, a.a.O., S. 11-12.

34) Bundesregierung, a.a.O., S. 48.

- ・第1条第16号 b (商法典第298条第3項) —現代化指令第2条第10号 b (連結貸借対照表指令第36条第3項)への適応…連結附属説明書と親企業の附属説明書をまとめた統合附属説明書で、どの記載事項が連結に関するものであり、どの記載事項が親企業のみに関するものであるかを明確にすること
- ・第1条第19号 (商法典第315条) —現代化指令第2条第10号 a (連結貸借対照表指令第36条第1項)への適応…連結状況報告書の内容の拡大

## (2) 境界値指令への適応

商法典は資本会社を、大規模会社、中規模会社、小規模会社の3つに規模別に分類している。そしてそれがさまざまな免除や軽減措置に対する基礎となっている。例えば、小規模資本会社は年度決算書の監査が免除されている。また、大規模資本会社のみがその年度決算書を連邦公報で告知しなければならない<sup>35)</sup>。

境界値指令への適応は、政府案の次の箇所で行われている。

- ・第1条第3号 a (商法典第267条第1項) —境界値指令第1条第1号 (貸借対照表指令第11条)への適応
- ・第1条第3号 b (商法典第267条第2項) —境界値指令第1条第2号 (貸借対照表指令第27条)への適応
- ・第1条第13号 a (商法典第293条第1項) —境界値指令第1条第2号 (連結貸借対照表指令第6条)への適応

大・中・小を区分する、現在有効な境界値は、貸借対照表指令の第11条、第12条、第27条、および連結貸借対照表指令の第6条に基づいている。貸借対照表指令第53条第2項によれば、理事会は委員会の提案に基づいて5年ごとにユーロで表現されている金額を、EUにおける経済的・貨幣的展

---

35) 黒田全紀(編著)『解説 西ドイツ新会計制度』同文館、1987年、173-184ページ。

## 中田：ドイツ商法会計制度の国際会計基準への適応

開を考慮に入れて吟味し、必要であれば、この金額を変更する。境界値指令は、ユーロで表現されている金額を変更するために出されたものである。その指令は、約17%ほど境界値の引き上げを提案している。この境界値指令への対応が政府案で図られているのである。

現行商法典では、次の3つの基準のうち少なくとも2つを満たさない資本会社が小規模会社とみなされている（第267条第1項）。

- ① 借方に表示された欠損金額控除後の貸借対照表総額：3,438,000ユーロ，
- ② 決算日前12か月間の売上高：6,875,000ユーロ，
- ③ 年平均の従業員数：50人。

中規模資本会社は上記3つの基準のうち少なくとも2つを満たし、しかも次の3つの基準のうち少なくとも2つを満たさないものである（第267条第2項）。

- ① 借方に表示された欠損金額控除後の貸借対照表総額：13,750,000ユーロ，
- ② 決算日前12か月間の売上高：27,500,000ユーロ，
- ③ 年平均の従業員数：250人。

そして、大規模資本会社は、前記第2項に掲げられた3つの基準のうち少なくとも2つを満たすものである。なお、上場資本会社または上場申請資本会社は、常に大規模資本会社として取り扱われる（第267条第3項）。

貸借対照表法改革法の政府案第1条第3号は、商法典第267条の変更を規定しており、それによれば第1項の「3,438,000ユーロ」、「6,875,000ユーロ」という金額は、それぞれ「4,015,000ユーロ」、「8,030,000ユーロ」という金額と置き換えられる。第2項の「13,750,000ユーロ」、「27,500,000ユーロ」という金額も同様に「16,060,000ユーロ」、「32,120,000ユーロ」という金額と置き換えられる。

さらに、政府案第1条第13号は、規模に基づいて連結決算書作成義務免除を規定した商法典第293条に示されている境界値の変更を予定している。

現行商法典第293条第1項第1号によれば、その年度決算書の決算日および前決算日に次の3つの基準のうち少なくとも2つが該当すれば、親企業は連結決算書の作成を免除される。

- ① 親企業および連結決算書に算入されうるであろう子企業の貸借対照表総額の合計が、借方に表示された欠損金額控除後に、16,500,000ユーロを超えない、
- ② 親企業および連結決算書に算入されうるであろう子企業の売上高の合計が、決算日前12か月間において、33,000,000ユーロを超えない、
- ③ 親企業および連結決算書に算入されうるであろう子企業の、決算日前12か月間の平均従業員数が250人を超えない。

あるいは、同条同項第2号によれば、親企業によって作成されるべき連結決算書の決算日および前決算日に、次の3つの基準のうち少なくとも2つが当てはまる場合も、連結決算書の作成が免除される。

- ① 借方に表示された欠損金額控除後の親企業の貸借対照表総額が13,750,000ユーロを超えない、
- ② 決算日前12か月間の親企業の売上高が27,500,000ユーロを超えない、
- ③ 親企業および連結決算書に算入される子企業の、決算日前12か月間の平均従業員数が250人を超えない。

これに関して、貸借対照表法改革法の政府案第1条第13号は、商法典第293条第1項の次のような変更を規定している。第1号の「16,500,000ユーロ」、「33,000,000ユーロ」という金額を、それぞれ「19,272,000ユーロ」、「38,544,000ユーロ」に、また第2号の「13,750,000ユーロ」、「27,500,000ユーロ」という金額も、それぞれ「16,060,000ユーロ」、「32,120,000ユーロ」に置き換えられる。

このような措置により、多くの企業が小規模会社または中規模会社のカテゴリーに入り、これらの企業にとって官僚支配の緩和および費用の節約がもたらされる。というのは、小規模会社に位置づけられれば、状況報告書を作成したり、その決算書を経済監査人に監査してもらうという義務

## 中田：ドイツ商法会計制度の国際会計基準への適応

から解放されるからである。また、中規模会社は連邦官報でのその決算書の、費用負担義務のある公告をしなくてよいからである<sup>36)</sup>。

### (3) 公正価値指令への適応

本指令の制定の経緯は次のようである。現行の貸借対照表指令第32条によれば、年度決算書における諸項目は調達原価または製造原価に基づいて評価されなければならない。第33条は加盟国が会社に、一定の資産を再評価するか、またはその再調達価値で評価することを認めるか、あるいは命じることができるとしている。国際的な金融市場では、株式や債務証券のような古典的・本源的金融商品だけではなく、先物取引、オプション、スワップのような種々の形態の派生的金融商品も利用されている。IASは歴史的原価でのこれら金融商品の評価から遠ざかり、公正価値(fair value)での評価を支持している。IASと貸借対照表指令・連結貸借対照表指令・銀行貸借対照表指令との間の連関性を保つため、公正価値での、一定の金融資産および金融負債の評価を認めるようこれらの指令を変更するために出されたのが公正価値指令である。これによって、欧州の会社はその決算書を、国際的なレベルでの目下の展開に一致して作成することができる。

本指令によれば、金融情報の共同体規模での比較可能性を保つために、加盟国は、一定の金融商品に対して公正価値を指向した会計を導入することが義務づけられなければならない。加盟国は、すべての会社に、年度決算書および連結決算書に対して、あるいは単に連結決算書に対してこの評価原則の適用を認めなければならない。さらに、加盟国はそのことを命じることもできる。また、附属説明書は公正価値で評価された、貸借対照表の金融商品に関する一定の情報を含まなければならない。状況報告書は、用いられている金融商品に関するリスク管理目標およびその方法について

36) Bundesministerium der Justiz, *Pressemitteilung vom 21. 4. 2004 des Bundesministeriums der Justiz*. これは連邦司法省のホームページ(<http://www.bmj.bund.de/enid>)から入手可能である。

説明しなければならない<sup>37)</sup>。

さて、このような内容の公正価値指令を受けて、貸借対照表法改革法政府案は2004年1月1日までに変換されなければならない、附属説明書と状況報告書に関する規定のみを置いている。公正価値指令に規定されている金融商品の計上と評価などの変換は、貸借対照表法現代化法の中で行われることになっている。

具体的に政府案の該当箇所をみていく。政府案は次の条項で、公正価値指令への適応を行っている。

- ・第1条第5号（商法典第285条）—公正価値指令第1条第2号（貸借対照表指令第43条第1項第14号）への適応
- ・第1条第9号（商法典第289条）—公正価値指令第1条第4号（貸借対照表指令第46条第2項f）への適応
- ・第1条第18号（商法典第314条）—公正価値指令第2条第2号（連結貸借対照表指令第34条第14号）への適応
- ・第1条第19号（商法典第315条）—公正価値指令第2条第3号（連結貸借対照表指令第36条第2項e）への適応

政府案第1条第5号は、商法典第285条の変更を規定している。それによれば、附属説明書の記載事項として、派生的金融商品の種類と範囲、およびその公正価値が商法典第285条第18号として付け加えられた。また政府案第1条第9号は、状況報告書について規定した商法典第289条の変更を定めている。それは金融商品の利用に関連して、状況の判断や将来の展開の判断にとって重要である限り、①防衛に対するその方法を含む、会社のリスク管理目標およびリスク管理方法、②会社が晒されている価格変動リスク、

37) Richtlinie 2001/65/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 27. September 2001 zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG und 86/635/EWG des Rates im Hinblick auf die im Jahresabschluss bzw. im konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen und von Banken und anderen Finanzinstituten zulässig Wertansätze, a.a.O., S. L283/28-L283/29.

## 中田：ドイツ商法会計制度の国際会計基準への適応

不履行リスク、流動性リスク、キャッシュ・フローリスクを、それぞれ状況報告書に記載しなければならないとしている。

政府案第1条第18号は、商法典第314条の変更を定めたものであり、連結附属説明書の記載事項として次のものを追加している。すなわち、派生的金融商品の種類と範囲、およびその公正価値、ならびに財務固定資産に属する金融商品の公正価値などである。また商法典第315条の変更を規定した政府案第1条第19号は、上記第9号と同じことを連結状況報告書に求めている。

### (5) その他の改正点

政府案においては、時代遅れになった規定の廃止も提案されている<sup>38)</sup>。これは具体的には、政府案第1条第12号（商法典第292a条の廃止）、第1条第15号（商法典第295条の廃止）、第3条第11号（開示法第22条、第24条の廃止）を指す。このことによって、またすでにみた境界値指令に対応した、資本会社の規模に関する境界値の引き上げによって、企業に対する報告義務が軽減され、法的簡素化が図られる。

1998年資本調達容易化法により、商法典の中に第292a条が新設された。これは、国際的に認められた会計基準により連結決算書を作成すれば、ドイツ国内でこれを認めるというものであった。しかし今後、国際的な会計基準の適用はIAS規則および商法典への新たな第315a条の挿入でもって、新しい法的根拠に置かれることとなった。したがって、国際的な会計基準に関する新規定との関連をはっきりさせるために、第292a条は削除されることとなった。

従来、連結貸借対照表指令は、その活動が連結全体からみて極めて異なる子企業は連結決算書への算入が禁止されていた。これの国内法への変換を、ドイツ商法典第295条が行っていた。しかしIASに照らして、このよう

---

38) Bundesregierung, a.a.O., S. 56.

な子企業を連結対象から除くことは正当な理由付けとはならないので、現代化指令第2条第6号により削除された。これを受け、ドイツ商法典においても削除されることとなった<sup>39)</sup>。

## 6. おわりに

2004年4月21日に公表された、「国際会計基準の導入および決算書監査の品質の確保に関する法律」(貸借対照表法改革法)の連邦政府草案を吟味してきた。これは貸借対照表に関する部分と決算書監査に関する部分とを含むが、本稿は前者の考察のみを行った。その結果、ドイツ商法会計制度はIASの影響をますます強く受けていることを理解した。具体的には、次のような点である。

- ① 貸借対照表法改革法は、EUの4つの法的行為、すなわちIAS規則(2002年7月)、現代化指令(2003年6月)、境界値指令(2003年6月)および公正価値指令(2001年9月)に国内法として対応するために制定されるものである。なお、3つの指令は貸借対照表指令および連結貸借対照表指令に反映されており、直接的にはこれらの指令と、IAS規則への適応を図るものである。
- ② 情報機能を有する連結決算書に関しては、資本市場指向的親企業だ

39) なお、貸借対照表法改革法の連邦司法省の草案の段階では、第278条も廃止される予定であった。第278条は、所得税および収益税は利益処分計算書または利益処分案に基づいて算出されなければならない、というものである。理由書によれば、この規定は1999年法人税制改革により時代遅れになった。すなわち、1999年法人税制改正までは、課税所得のうち配当分についてはインピュテーション方式(*Anrechnungsverfahren*)が適用されていたが、その後、半額課税方式(*Halbeinkünfteverfahren*)に代わった(これは2001年から適用されている)。これに伴って、第278条の規定は不要になったというのである(Bundesministerium der Justiz, *Referentenentwurf: Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung (Bilanzrechtsreformgesetz – BilReG)*, a.a.O., S. 22–23.)。しかし、政府案ではこの規定は削除されないこととなった。

## 中田：ドイツ商法会計制度の国際会計基準への適応

けではなく、上場申請をした親企業も IAS の適用が義務づけられる。また、非資本市場指向的親企業にも IAS を利用することができる道が開かれた。ただし、IAS によってカバーされない一定の範囲については、依然として商法典の規定が適用される。

- ③ 個別決算書の場合には利益決定機能が重視され、商法典に基づいた個別決算書（年度決算書）の作成がすべての企業に対して要求される。ただし、その企業の置かれた立場、利害関係者の関心を考慮に入れて、情報目的のために別個に IAS によって個別決算書を作成することができる。IAS によって個別決算書を作成した場合には、大規模資本会社はそれを連邦官報で開示すればよい。しかし小規模資本会社および中規模資本会社においては、あくまでも商法典による決算書が登記裁判所に提出されなければならない。
- ④ 現代化指令による選択権の行使に関する決定、および公正価値指令に置かれた金融商品の計上と評価についての規定は、2004年夏にその草案が公表される予定の「貸借対照表法現代化法」で取り扱われる。なお、貸借対照表法改革法にはこのような IAS への適応以外にも、次のような特徴もみられることを理解した。
- ① 大規模資本会社・中規模資本会社・小規模資本会社を区分する境界値の金額が引き上げられた。その結果、多くの企業が中規模資本会社または小規模資本会社のカテゴリーに入り、これらの企業にとっては官僚支配の緩和および費用の節約がもたらされる。
- ② IAS では要求されていない状況報告書および連結状況報告書に、会計情報用具として大きな意義が与えられ、その内容の拡充が図られた。